

別紙 1

(凡例)

「法」 : 道路交通法 (昭和35年法律第105号)

「令」 : 道路交通法施行令 (昭和35年政令第270号)

1 統合失調症 (令第33条の2の3第1項関係)

- (1) 医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という。) を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない」旨の診断を行った場合 (当該診断を行った理由が、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く状態となるおそれはあるが、そのような状態になった際は、自動車等の運転ができない状態であると判断されることによるものである場合を除く。)、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止 (以下「拒否等」という。) は行わない。
- (2) 医師が「6月以内に、上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留又は効力の停止 (以下「保留又は停止」という。) とする (医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)。保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
 - ① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。
 - ② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする (医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。))。
 - ③ その他の場合には免許の拒否又は取消し (以下「拒否又は取消し」という。) とする。
- (3) その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (4) 上記(1)の場合であって、かつ今後 x 年間 (又は x 月間) 程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められるなどの診断を医師が行ったときは、一定期間 (x 年又は x 月) 後に臨時適性検査又は診断書提出命令 (以下「臨時適性検査等」という。) を行うこととする。

また、上記(1)の場合であって、統合失調症にかかっているとの診断がなされており、かつ運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る医師の診断がなかったときは、6月後に臨時適性検査等を行うこととする。

2 てんかん (令第33条の2の3第2項第1号関係)

- (1) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。
 - ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるお

それがない」旨の診断を行った場合

イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

- (2) 医師が「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (4) 上記(1)イに該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

- (5) なお、日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれらの免許の申請又はこれらの免許に係る免許証の更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。

3 再発性の失神（令第33条の2の3第2項第2号関係）

- (1) 反射性（神経調節性）失神

過去5年以内に反射性失神で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の

診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(2) 不整脈を原因とする失神

ア 植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(7) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏ま

えて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。))。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記 a の診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(イ) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み後7日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。))。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。))。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) 電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器を交換した場合（(ア)又は(イ)による拒否等の事由に該当する者及び故障、不適切作動（誤作動）等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。))には以下のとおりとする。

a 医師が「電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器の本体及びリード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後7日を経過しており、過去7日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発

作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

- b 医師が「7日以内に上記aに該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には7日の保留又は停止とする。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。

- ② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

- ③ その他の場合には(7)又は(イ)によるものとする。

- c その他の場合には(7)又は(イ)によるものとする。

- (エ) 植込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合（上記(7)a、(イ)a及び(ウ)aに該当する場合）には、6月後に臨時適性検査等を行う。

- (オ) なお、日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許（中型免許（8t限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれらの免許の申請又はこれらの免許に係る免許証の更新の申請を行った場合には、上記(7)b若しくはc、(イ)b若しくはc又は(ウ)b若しくはcの処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を^{しゅうよう}奨励することとする。

また、同学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者について準中型免許の適性がないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められないとの見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。

- イ ペースメーカーを植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

- (7) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある者である場合には以下のとおりとする。

- a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

- (a) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- (b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- (c) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- (d) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、 x 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
 - 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
 - ① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。
 - ② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
 - ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- c その他の場合には拒否又は取消しとする。
- d 上記a(d)に該当する場合については、一定期間（ x 年）後に臨時適性検査等を行うこととする。
- (イ) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には以下のとおりとする。
 - a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下3(2)イにおいて「免許取得可能」という。）とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。
 - b 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
 - (a) 医師が「6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合
 - (b) 医師が「6月以内に、今後、 x 年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合上記(a)及び(b)の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
 - ① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否又は取消しとする。
 - ② 以下のいずれかの場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
 - i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、

それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

- ii 「結果的にいまだ、今後 x 年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に、今後 x 年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等を行わない。

c その他の場合には拒否等を行わない。

d 「今後 x 年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合（上記 c に該当）については、一定期間（x 年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

ウ その他の場合には以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「今後、x 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6 月以内に上記(ア)に該当することが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) b に該当する場合については、一定期間（x 年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3) その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）

過去にその他特定の原因で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 以下の場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- (イ) 医師が「今後、 x 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- イ 医師が「6 月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- ① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。
 - ② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6 月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
 - ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間（ x 年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

4 無自覚性の低血糖症（令第33条の2の3第2項第3号関係）

(1) 薬剤性低血糖症

- ア 過去1 年以内に、起きている間に、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、以下のとおりとする。
- (ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。
- a 医師が「（意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状（以下「意識消失等」という。）の前兆を自覚できており、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
 - b 医師が「（意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (イ) 医師が「6 月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- ① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。
 - ② 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6 月以

内に上記(7)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きている間に、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については、以下のとおりとする。

(7) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

a 医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

b 医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

c 医師が「(意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあったが、)その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(4) 医師が「6月以内に上記(7)cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(7)cの内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記(7)cに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記(7)cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(7)cの診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(2) その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等）

ア 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(7) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(i) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(i)に該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

5 そう鬱病（令第33条の2の3第3項第1号関係）

上記1統合失調症と同様。

6 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害（令第33条の2の3第3項第2号関係）

(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」との診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の診断をすることはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」

旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

③ 「6月以内に重度の眠気が生ずるおそれがある見込みがあるとはいえない」旨の内容である場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否等は行わない。

7 その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

上記1統合失調症と同様。

8 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

(1) 慢性化した症状

見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は「認知症」、運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

(2) 発作により生ずるおそれがある症状

ア 脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合については、拒否又は取消しとする。

(ア) 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（認知症に相当する程度の障害に限る。）

(イ) 運動障害（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

(ウ) 視覚障害等（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

イ アを除き、過去に脳梗塞等の発作でアに掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下8において「免許取得可能」という。）とまではいえない旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(イ) 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

a 医師が「6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に、今後、x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記a及びbの場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記ア及びイ(ア)の内容である場合には拒否又は取消しとする。

② 以下のいずれかの場合には更に6月の保留又は停止とする（医師

の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。).

i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ii 「結果的にいまだ、今後x年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に、今後x年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等を行わない。

(ウ) その他の場合には拒否等を行わない。

(エ) 「今後、x年程度であれば、免許取得可能」旨の診断を行った場合（上記イ(ウ)に該当）については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3) 本基準については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等についても準用する。

9 認知症（法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第1号の2関係）

(1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症

拒否又は取消しとする。

(2) その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）

ア 医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について6月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。

イ 医師が「認知症について6月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。).

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ「認知症について回復した」旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内にその診断を行うことができる見込みがある」旨の内容である場合には更に6月以内の保留又は停止とする。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) 認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合
医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態にある」「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があること

から、6月後に臨時適性検査等を行うこととする。

なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である（ただし、長期の場合は最長でも1年とする。）。

10 アルコールの中毒者（法第90条第1項第2号及び法第103条第1項第3号）

- (1) アルコールの中毒者については、国際疾病分類（ICD-10）のアルコール使用による精神および行動の障害」において、F10.2からF10.9までに該当し、かつ、下記①から③までのいずれか又は全てを満たさないものとし、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

① 断酒を継続している。

② アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続けている。

③ 再飲酒するおそれが低い。

なお、①及び②といえるためには、最低でも6か月以上その状態を継続していることを要し、①の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にいた期間については断酒を継続している期間として算入しない。

- (2) 医師が「アルコール依存症であり、現時点では上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、6月以内に、上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たす内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだアルコール依存症について上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記(1)の①から③までの全てを満たすと診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (3) 医師が「アルコール依存症（国際疾病分類（ICD-10）におけるF10.2からF10.9までに該当）であるが上記(1)の①から③までの全てを満たす」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。